

2020年11月30日

群馬県高崎市剣崎町155番地  
株式会社小島鐵工所  
代表取締役社長 櫛淵 洋二

## 株式の併合に関する事後開示事項

(会社法第182条の6第1項及び会社法施行規則第33条の10に定める事後開示書類)

当社は、2020年10月30日開催の当社の臨時株主総会における決議に基づき、2020年11月30日を効力発生日として、当社の普通株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関する会社法第182条の6第1項及び会社法施行規則第33条の10に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 株式の併合が効力を生じた日

2020年11月30日

2. 会社法第182条の3の規定による請求に係る手続の経過

当社の株主から当社に対し、本株式併合の効力発生日までに、会社法第182条の3の規定による請求は行われませんでした。

3. 会社法第182条の4の規定による手続の経過

当社は、2020年11月6日付で、本株式併合に関する会社法第180条第2項各号に掲げる事項等を電子公告の方法により公告し、効力発生日の前日までに、当社の株主1名（株式数：1,500株）から、会社法第182条の4の規定による株式買取請求を受けております。

4. 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数

6株（うち1株は、1株に満たない端数の合計によるものです。）

5. その他株式の併合に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上